

## マイナ保険証の利用と健康保険証の廃止について

法改正により、2024年12月2日に現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証になります。

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用申し込みをしていない方はお早めの取得、利用申し込みのご検討をお願い致します。

次ページ以降にマイナ保険証の利用登録の方法や利用メリットについて記載していますので、ご確認をお願い致します。

※現行の保険証は経過措置として、最長1年間（2025年12月1日まで）使用できます。

※経過措置終了後、マイナ保険証を保有していない場合は、資格確認書（後日ご案内します）が交付される予定です。

### 【関連情報サイト】

・厚生労働省HP

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について）](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

### 【お問い合わせ先】

DMG森精機健康保険組合 [45004@dmgmori.co.jp](mailto:45004@dmgmori.co.jp)



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

## STEP1.

### マイナンバーカードを申請

#### ■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



## STEP2.

### マイナンバーカードを健康保険証として登録

#### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



### ① マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



### ② オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

## ③ どんないいことが？ 7つのメリット

### POINT1 より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。  
※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。



### POINT2 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。  
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになりました。



### POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。  
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。

### POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



### POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに！

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



### POINT6 医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



### POINT7 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



## ④ 利用申込はカンタン！



ここをクリック！

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## ⑤ マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

令和4年7月改訂



## よくある質問にお答えします



**マイナンバーを見られるのが不安です**

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



**マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？**

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



**どこで利用できるの？**

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、拡大しています。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



## マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、**以下4つの方法**から申請できます！



### スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

- 1 スマホで顔写真を撮影。
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。 交付申請書



### パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- 1 カメラで顔写真を撮影。
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



### 証明用写真機

- 1 タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードを**バーコードリーダーにかざす**。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。



### 郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がり早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、**マイナンバーカード 郵便**

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。  
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



## マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178** 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
マイナンバーカード等 050-3818-1250  
その他のお問合せ 050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.  
マイナンバー制度について 0120-0178-26  
マイナンバーカード等 0120-0178-27

※先-着順によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付！



# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター  
マイキーくん

デジタル庁 総務省 厚生労働省

- Q 1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。
- Q 2. 全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。
- Q 3. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいですか。
- Q 4. マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合の窓口負担はどのようになりますか。
- Q 5. 保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）の手続きは必要ですか。
- Q 6. マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。
- Q 7. 医療機関や薬局での受付はどのようになりますか。
- Q 8. 医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは可能ですか。また、具体的にどのようなケースで、こうした対応を行うことが想定されますか。
- Q 9. 子どもの場合、本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか。
- Q 10. 障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。
- Q 11. 顔認証付きカードリーダーで写真は撮られますか。またその写真は保存されますか。
- Q 12. 窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。
- Q 13. マイナンバーカードを毎回持参する必要がありますか。
- Q 14. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。
- Q 15. 利用者用電子証明書とは何ですか。
- Q 16. マイナンバーカードを作らなくても、従来の保険証のままでもいいですか。
- Q 17. マイナンバーカードの暗証番号がロックされてしまったのですが、健康保険証として利用できますか。
- Q 18. マイナンバーカードの利用者用電子証明書の有効期限が5日を切っても、健康保険証として利用できますか。
- Q 19. 生活保護受給者の医療券、各自治体が対応している子ども医療費証明書は対象ではないのですか。
- Q 20. 訪問診療やオンライン診療ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できないのでしょうか。
- Q 21. 医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるのですが、なぜこうした事象が起こるのでしょうか。
- Q 22. マイナンバーカードの健康保険証利用登録ができていないか確認する方法はありますか。
- Q 23. マイナポータルで自分の薬剤情報や医療費通知情報などを見られなかったのですが、なぜですか。